

ほと、ぎすながなく里のあまたあればなをうとまれぬおもふものから、といへり、この女けしきをとりて、

名のみ立しでの田をさはけさぞなくいほりあまたとうとまれぬれば、時はさ月になん有ける、をとこかへし、

庵おほきしでの田をさはなほたのむわがすむ里に聲したえずば

〔伊勢集上〕宮づかひをのみしけるに、時の帝多宇めしつかはせ給けり、略中男君をぞうみたりけ

る、略中うみたてまつりし君八ツに成給ふとし、うせ給にければ、いみじうかなしと思にも

おろかにおぼゆれば、さらにいひがひなし、略中かへるとしの五月の曉時鳥の鳴を聞て、ひとりごちける、

までの山越てきつらん時鳥戀しき人のうへかたらなむ

〔拾遺和歌集九〕圓融院のうへ、うぐひすと郭公と、いづれかまさると申せとおほせられければ、

大納言朝光

をりからにいづれともなき鳥の音もいかゞさだめん時ならぬ身は

〔今昔物語 二十四〕祭主大中臣輔親郭公讀和歌語第五十三

今昔御堂道長藤原ノ大納言ニテ、一條殿ニ住マセ給ヒケル時、四月ノ朔比、日漸ク暮レ方ニ成ケル

ニ、男共ヲ召シテ御隔子參レト被仰ケレバ、祭主ノ三位輔親ガ勘解由ノ判官ニテ有ケルガ參テ、

御簾ノ内ニ入テ御隔子ヲ下ス程ニ、南面ノ木末ニ珍ク郭公ノ一音鳴テ過ケレバ、殿ノ此レヲ聞

食テ、輔親ハ此ノ鳴音ヲバ聞クヤト被仰ケルニ、輔親御隔子ヲ參リサシテ突居テ承ハルト申ケ

レバ、殿然ラバ遅キト被仰ケルニ、輔親此ナム申ケル、

足引ノ山ホト、ギス里ナレテタソガレドキニナノリスラシモ、ト殿此レヲ聞食テ極ク讀サ